

こども誰でも通園制度

Ⅰ．制度概要について

1. 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること

2. 実施主体

実施主体は、市町村

※市町村は、適切に本事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができる。

3. 対象となる子ども

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども

※認可外保育施設に通所する子ども：対象／企業主導型保育施設に通う子ども：対象外

4. 利用可能時間

こども1人当たり、月10時間を上限とする

5. 利用料金

こども1人1時間あたり300円程度

2. 事業の全体像について

1. 認可手続き

認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。



2. 実施方法

(ア) 余裕活用型、(イ) 一般型（在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施）

3. 利用パターン

定期利用：利用する事業所を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形

柔軟利用：利用する事業所、月、曜日や時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形

3. 誰でも通園制度総合システムについて

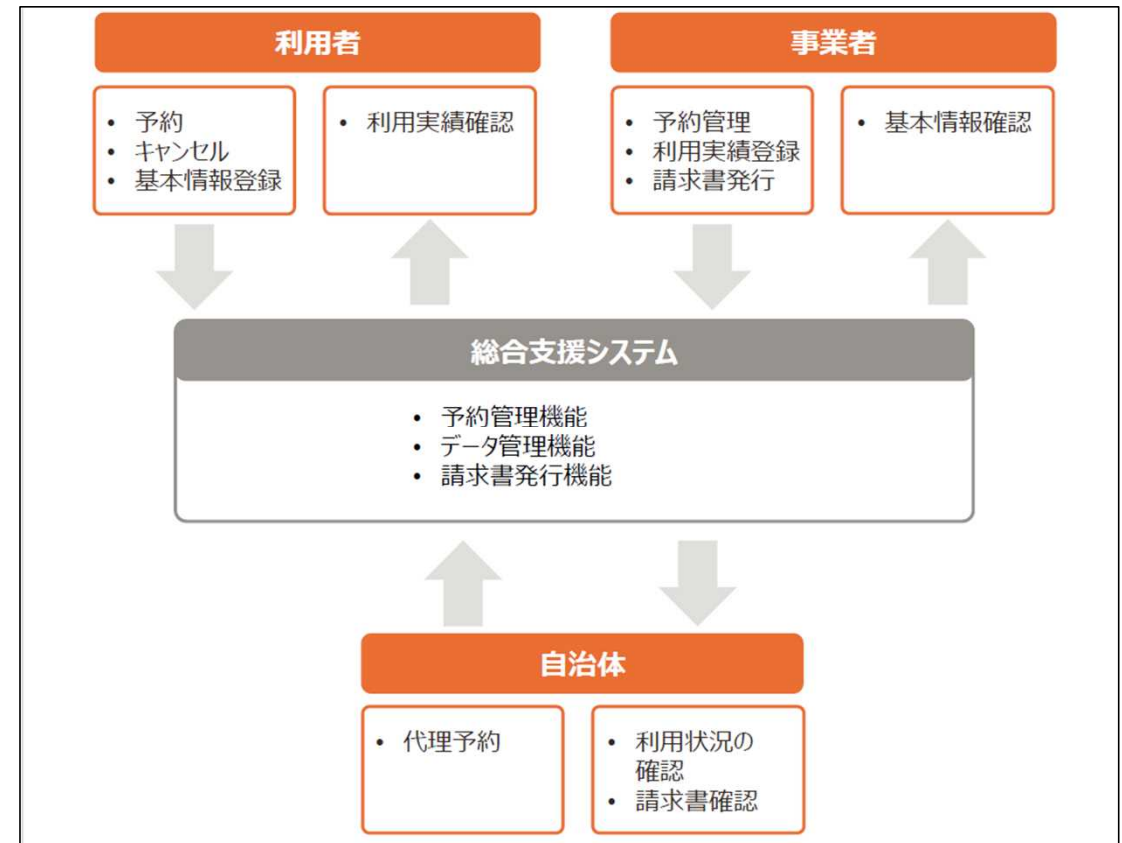
こども誰でも通園制度総合支援システムとは

こども誰でも通園制度の創設に向けて、各地方公共団体・事業者・利用者にご提供し、**制度の円滑な利用**や、**コスト・運用の効率化**を図る目的で構築されたシステムです。

こども家庭庁が本システムを開発・提供し、市区町村／都道府県が制度の運営を担います。

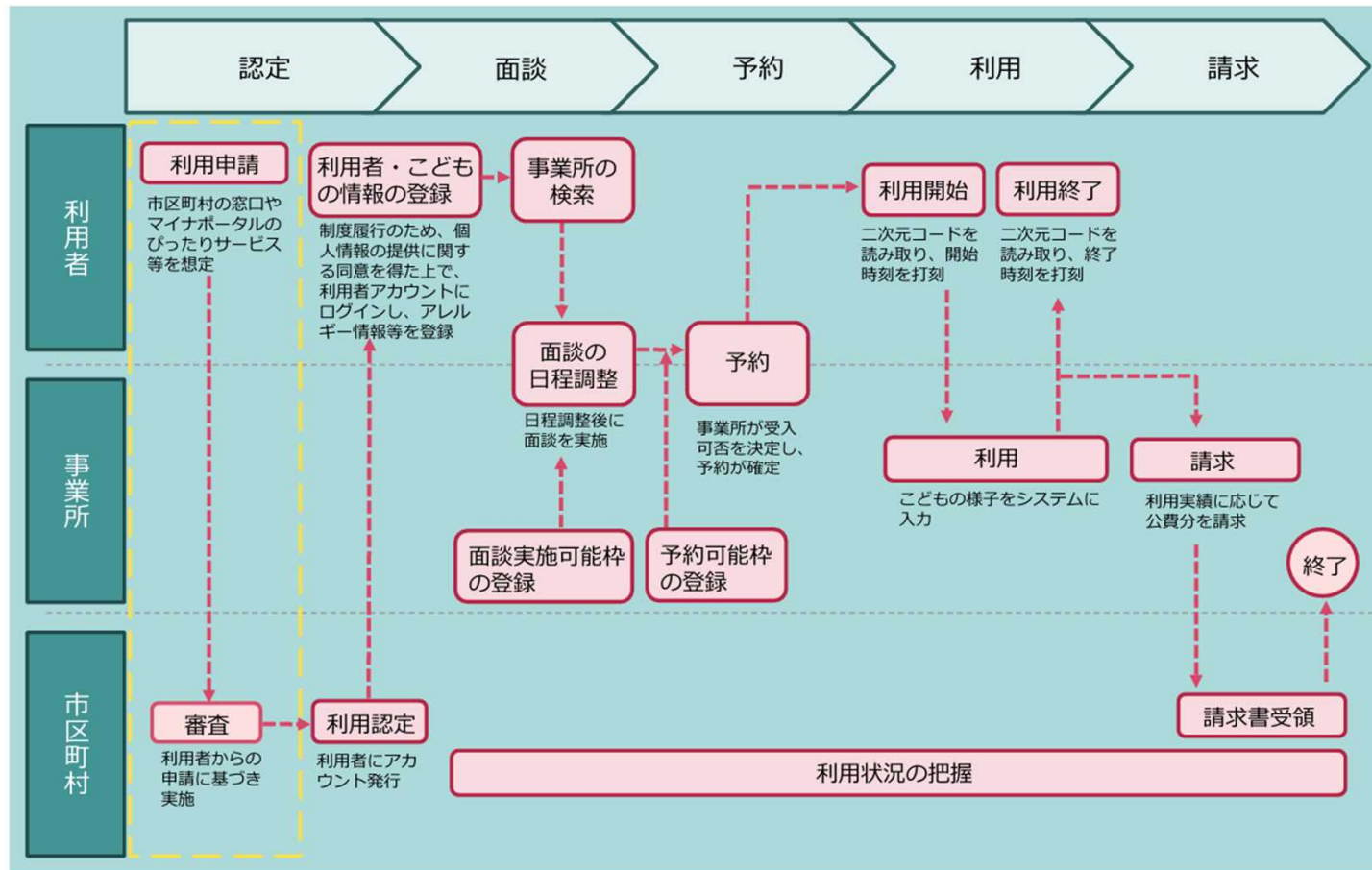
<機能>

- ①利用者が簡単に予約できる機能
(予約管理機能)
- ②事業者がこどもの情報を把握、市区町村が利用状況を確認できる機能
- ③事業者からの市町村への請求を容易にする機能
(データ管理機能)



出典：こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き（令和7年3月）」

4. こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

出典：こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き（令和7年3月）」

5. 令和8年度の本格実施に向けて

※全自治体向け（令和8年度からは全自治体で実施する必要がある）
※今後変更される可能性があることに留意してください。

自治体	国
（令和8年度から実施の自治体） 認可基準条例の制定【適宜のタイミング】 子・子計画（代用計画）の提出（夏まで） 確認基準条例手続開始・確認手続開始（12月） 誰通研修の準備開始（保育士向けの研修資材を利用した保育士向け研修開始（1～3月） ※利用者・事業者等に対する広報については時期を問わず実施すること。（広報資材については必要に応じて国から提供予定）	誰通研修の開発に係る調査研究開始 誰通システムの本格運用開始 誰通HPの改善 / システム改修の調達 子・子計画基本指針改正・量の見込み改正（夏まで） 令和7年度誰通検討会（夏頃～年度末にかけて） ・誰通実施状況に関する分析・報告 ・令和8年度以降の利用可能時間枠の検討 ・公定価格化の検討（利用料のあり方） 内閣府令案（確認基準等）の公布（12月） 誰通研修について要綱で規定（12月） 保育士向けの研修素材を公表（1～3月） 公定価格告示の公布（3月）

出典：こども家庭庁「こども誰でも通園制度 自治体オンライン説明会（令和6年11月）」